

令和 8 年 1 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 8 年 1 月 5 日
武雄市農業委員会

令和8年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年1月5日（月）
 （開会）15時00分 （閉会）15時57分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室・災害対策本部室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 山田富久、小柳満、差形勝見、西村栄義、原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、
 奥山邦明、山口高陽、山口剛広、森 智、木寺 修、山崎秀美、福田克義、
 下平武二、北川信行、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、橋口康則、
 立川浩吉（以上22名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第4号	地域計画変更(案)に対する意見聴取について	
議案第5号	農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願について	6件
報告第1号	農地形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それでは、令和8年1月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。
本日は、19番相原委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。
それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

会長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和8年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事録署名人に、1番 大島 栄 委員、9番 原口 保徳 委員を指名いたします。
今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 12月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会長 事務局から報告がありましたが、皆様方からお尋ね等ございませんか。
(なし)

会長 特に無いようですので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。
この議案の1番から3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。資料は、議案書の1ページです。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田2筆、1,168平米。申請事由、譲渡人は高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は規模を拡大して耕作したいということで申請がされております。農地の価格は2筆で〇〇円となっております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転、土地は、〇〇町の田1筆、314平米。申請事由、譲渡人は、市外に居住しているため、耕作・管理することが

できない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生しておりません。

申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の畑 1 筆、557 平米。申請事由、譲渡人は体力の低下により耕作しておらず、相続人である子も市外に居住しているため、耕作管理することができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は、1 筆で〇〇円となっております。

以上 3 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 3 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。はい、〇〇番どうぞ。

〇〇番 申請番号 2 です。〇〇さんと〇〇さんの間で交わされました田ですけど、ここは 3 人の割田となっていて、その〇〇さんの土地を〇〇さんが今までずっと耕作していたということで、今まで通り、作ってくれるような話があって、〇〇さんの方が、最近、相続を全部済まされまして、本人同士も同じ地区の人ですので、スムーズにあって、話し合いはついたと思います。別に問題なく、確認印を押しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

他にございませんか。

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番から 3 番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 3 番については、許可することに決しました。

次に、申請番号 4 番については、〇〇推進委員が譲受人であり、農業委員会等に関する法律 31 条に基づく議事参与の制限により、議案第 1 号申請番号 4 番の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇推進委員 退席)

会 長 4 番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑 2 筆、172 平米。申請事由、譲渡人は、高齢で長年耕作しておらず、隣接耕作者に耕作してもらいたい。譲受人は、隣接地に自分の田が有り、耕作しやすいということで、農地の価格は 10 アール当たり〇〇円となっています。

以上 1 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 畑、宅地、畑が並んでおりまして、宅地は別として、畑を買ってくれないかということで、今、〇〇は大体〇〇ぐらいで取引がっておりますので、畑も〇〇で買いますということで、仰いましたので、すぐ近くも周りも〇〇さんの田もございますので、ちょうどいいんじゃないかなと思って印鑑を押しました。以上でございます。

会 長 他にございませんか。

では、地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号申請番号 4 番の農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号申請番号 4 番の農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

(〇〇推進委員 入席)

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町〇〇の畑2筆365平米となっております。申請事由は、実家の隣に住宅を建設するが、実家母屋の敷地だけでは手狭なため、隣接地に住宅を建設するという事で一般住宅を計画されております。議案の施設の概要の駐車場や物干し場は〇〇さんがコンクリートを打っているため、始末書をいただいています。工事完了の時期は令和8年7月を予定されています。

農地区分は、第1種農地と判断しておりまして、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

地元委員、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 親子関係で、息子さんが、〇〇に、もともと一緒に住まれていましたが。今回、前回だったか、里道を畑に圃場整備の関係でされていて、これも隣接に関係することは一切なくて、道路が東側について、あとは全部自分の宅地と農地、〇〇さんの土地になっているわけで。他に隣接に対する迷惑とか、そういう苦情が出るような場所ではございませんので、印鑑を打ちました。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許

可申請 1 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会 長 次は、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 10 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 4 件、13 筆、24,809 平米。

再設定 26 件、55 筆、76,352 平米となっています。畑はありませんでした。

3 ページから 14 ページに各町の詳細を、15 ページから 17 ページに農業公社で受け付けられた分の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については、18～20 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

先月、12 月の総会で、あっせん委員の指名について、ご審議いただきました農地売買等事業の所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案について、21 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始いたします。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 それでは、他に意見等もないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとどめます。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第4号 地域計画変更(案)に対する意見について》

《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次議案第4号「地域計画変更(案)に対する意見について」及び議案第5号「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」を一括して議題といたします。農林課から説明をお願いします。

農林課 今、議長から言われましたとおり、地域計画から除外が第4号議案と農振除外の第5号議案、重複箇所がありますので、併せて説明をさせていただきます。

まず、第4号議案、議案書1ページ目に対象農用地が、1、2、3とありますが、2番目と3番目は、農振除外とも被っておりますので、まずこの1番目の農地について説明させていただきます。

地域計画1番、こちら〇〇の〇〇の登り口の所、線路より北側になります。こちらの田を地域計画から除外して、転用をかけて、宅地にしたいという希望を出されております。現地を確認したところ、4ページの字図を見ていただくと分かりますけれども、北側部分の約500平米を宅地ということで、残りの部分は、現状でも耕作をされていまして、ここは一筆ですけれども、段付になっていましたので、上側の田だけを宅地に転用したいということで、地域計画から外すこと自体には特に問題はないものとして確認をしております。

引き続き、農振除外のほうの第5号議案の議案書で説明を続けて参ります。

第5号議案、対象は7件提出されております。

その内の1番目の駐車場ということで書いてありますが、こちらが、今の地域計画の2番に該当する重複箇所になります。地区としては、これ〇〇町の〇〇の〇〇の近くになります。

こちらは現況で耕作をされていまして、通常の農地もかなり狭い状態で駐車場に転用ということでした。特にここも問題はないものとして確認をしております。

農振除外2番。こちらは同じく〇〇、〇〇地区になるかと思えます。こちらの方も、山際の小さい農地、2区画を希望されております。

こちらにも建設業の方が資材置場にされたいということで、かなり狭小の農地ではありますし、日当たりも悪く、転用されても、特に周辺の営農活動に影響はないものと思ひまして、農振除外も特に問題ないものと判断しております。

農振除外3番、地区は〇〇小学校の近くで、委員の〇〇さんのお宅の角向いになりますけれども、田となっておりますが、現況では畑のような状況で耕作をされておりました。こちらに、機械のメンテナンス作業、作物肥料等の保管庫を作りたいということで、除外の申請が出ております。

4番目、植林ということで、申請が出ております。こちらが、ちょっともう地図ではおそらく想像がつかないと思ひますが、〇〇の更に上の地区

で〇〇に抜ける途中の農道から更に入った所で、ここは田畑として、地目が設定されてること自体が驚きなぐらいの場所でありました。一応現況は確認はして参りましたが、もうここは完全に、山林化しておりましたので、始末書ということで、ご提出をいただいております。

5番目、こちらも〇〇ですけれども、〇〇ダムの登り口の所に〇〇製茶園さんの工場からちょっと入ったところの山際にあります。こちらも、現況で確認したところは、管理をされているような農地でしたが、特に耕作をされている様子ではありませんでした。ちょっと管理も厳しいようですので、このクヌギを植えて、自家用の薪を採る用の植林をしたいということで、希望が出ております。こちらも周辺の耕作には特に影響がないものと思われま

す。6番目、こちらは〇〇の登り口あたりの周辺、かなり筆数が多い状況となっております。ここも、かなり以前から植林化されている状況で、始末書が出ている案件です。現地も、ほぼ全ての筆を確認してきましたが、ちょっと今後耕作されるような状況ではないので、植林、このままで、除外することに問題がないものと判断しております。

最後に7番目ですが、こちらが地域計画の3番目と被っている所で、こちら、〇〇の〇〇、〇〇神社の方から〇〇の山際から当たった所の突き当りの農地になっています。ここ、道路側の所を宅地化させるということで、現状でまだ耕作はされていましたが、道路端であり、他の農地には特に影響はないものとして、判断をしますので、こちらの方も除外をして問題ないものと判断しております。

4号議案、5号議案合わせて説明はこれで終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 すいませんけど、地域計画から除外する土地の1番、1筆で段があったから、上だけと仰いましたけど、その下の方は分筆して、地域計画にはそのまま入っているんですね。

農林課 そうですね、はい。

会 長 皆さん、何かございませんか。

農振除外をするような所は、皆さんの地域にも本当に沢山あると思うんですよね。でも県の方が、なかなか除外は一遍にできないということで、徐々にこういうふうにして、農振除外から外してもらわないと。それが、ずっと農地として残っていますので、皆さんの土地にでも、地域でも、多分たくさん、ここが農振地だったのっていうことだとかですね。〇〇もですけど、みかんが最盛期の時に、どんな所でも開いて、みかんを作られて、そこは農振地だったんですね。今もうみかんも止められて、農振除外してもらいたいなというふうなところが、農振がかかっていると、なかなか開発ができなくて、売ったりもできないしですね、そういうのがありますので、さっき言ってま

したけれど、徐々にこういうふうにして外してもらうようになりますので、皆さんの付近にもあると思いますので、ご確認ください。

農林課

質問がないようですので、地域計画の見直しについて、1つご報告をさせていただきます。

すでにご存じのこととは思いますが、地域計画につきましては、10年後の農業を見据えた計画として武雄市でも、令和7年4月から公表しております。

農水省としても、各種補助金及び交付金の交付要件として、対象農用地が地域計画に含まれていることを求めてきておりまして、今後その必要性は高まっていくと思われています。

この地域計画の運用について、国の指針としては概ね1年に1回程度の大幅な見直しをなささいということを示されております。

この見直しについては、去年の11月の総会でも簡単にご報告しておりますが、11月中旬ぐらいから、集落営農点検会というのを、JAの方でさせていただいておりますが、集落営農点検会を中心に説明を行って、各地区の皆様を確認及び見直し作業をお願いして参りました。運用開始からまだ実際1年経過していませんので、全体的に大幅な変化は当然なかったんですけども。この作業を通じて、やった感想を簡単に申し上げますと、まず、当初の目標地図を作っていた点で、そもそも登録を漏らしていたとか、見落としがあったのが見つかりましたということと、もうそもそも、去年の状況を作った状況から、かなり状況が変化したところも実際ありました。ある程度まとまった農地を目標地図から落とすということも発生しています。特に〇〇で当初作る時に、ちょっと苦慮したんですけども、〇〇町では当初から、生産組合長様に、皆さんをお願いをしていたんですけども、生産組合長様の交代のサイクルがかなり早いところがあって、地域計画を当初作った時からもう変わられたりとか、そもそもこの地域計画をご存じない方もいらっしゃるんですね。ちょっと説明に苦慮したところがありました。

現在、農業政策の大きな転換点を迎えているという状況で、地域計画は今後さらに重要視されていくことが予想されます。そう考えると、従来の計画のような、数年ごとの見直しとか、そういった状況の急激な状況の変化に対応できなかったりとか、〇〇のように、ちょっと皆様への周知、地域計画自体の存在も、滞る状況が予想されます。

武雄市としましては、来年度以降も、引き続き定期的な見直し作業を金銭面を含めて、検討していきたいと考えております。

その際には、今回いろいろ皆様からご意見、見直しの時期とか、資料についてご指摘をいただいておりますので、そういったご指摘を参考に、できる限り皆様のご負担を軽くしていけるように、かつ見直しが反映できるようにしていきますので、農業委員の皆様にも、ご協力を引き続きお願いしたいと思っております。

地域計画の見直しについては以上です。

会 長 皆さんも12月に〇〇委員が、12月19日までに、この見直しを、生産組合単位で出さないといけないということで、総会の中で仰ってましたけども。やはり、私も〇〇でちょっと聞きましたが、何も変更がなかったら、出さんで良からうと言われましたので、なければ出さんで良いと思いますよって言ったんですけど。〇〇さんが仰ったのは、資料が古かったので、非農地の所まで色がついているんじゃないかということ随分おっしゃいましたけれども、そこら辺のところの説明はどうでしょうか。

農林課 非農地については今、農業委員会の方で、かなり調査を進めていただいております。地図にリアルに反映されていない状況は稀にありますので、今後、ご指摘のように、非農地で確実に農地でなくなっている部分とか、うちの方で他に把握できている状況についてですね、その都度、地図には反映させていただきますので、そういったご指摘も含めて、随時いただければ、できる限り反映させていただきますので、よろしくお願ひします。

会 長 皆さん、他に何かございませんか。
はいどうぞ。

〇〇推進委員 地図そのものがちょっと古くて、分からない、場所が。もうちょっと新しいのを。

農林課 わかりました。なかなかですね、航空写真をお渡しできれば良かったんですけど、当初のときは、航空写真の大きいのを持ってきていただいて、字図をお持ち帰りいただいて、色を塗ってもらったんですけども。なかなかそこがですね、おっしゃるように、古さもあつたりとか、あるだけでは場所が確認できなかつたりとかいうのがあるので。今後、その辺りも、できる限り皆さんお持ち帰りいただいて、そこでお話し合いでき易いような状況を考えていと思いますので、ご参考にさせていただきます。ありがとうございました。

会 長 これについては、会長会の時も、その地域計画の農地の集積集約については、営農組合単位で設置したほうがいいんじゃないかとかいう話が出てたんですけど、個人でこうするよりも、そういうところはどうか。

農林課 お話し合い自体は今、集落営農単位で、武雄はお願いをしてるんですけども、あとその個人さんとか、個人の認定農業者とか、〇〇は生産組合単位ですけども。そういった形でできる限り、地域の組織で、お話し合いいただきたいと思っておりますので、何かその辺りも話し合いの単位とかやり方を、こういう形がいいよっていうのがあれば、教えていただければ、考えていと思います。

あともう1点、先行して、令和7年4月時点でモデル地区の〇〇と〇〇の一部が、モデル地区で作らせていただいたんですけども、ここも将来的には

今、他の町は町単位になっていますので、〇〇は〇〇とかですね、〇〇も 1 つの計画でちょっと纏めていきたいと思っております。

どうしても、地域がバラバラになると、今、なかなか難しいのが出作、入作の所ですね、他の地域に出ていただいているとか、そういったところの、埋め合わせが、違う地域でやっぱ話がなかなか難しいんで、ある程度は大きな町単位とかで話、地図が見やすいような状況になっていたほうが良いような状況です。

会 長 他に何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第 4 号及び第 5 号の質疑をとどめます。

採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

議案第 4 号 地域計画変更 (案) に対する意見につきましては、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる。」と回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます

よって、議案第 4 号 地域計画変更 (案) に対する意見につきましては、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる。」と回答することに決しました。

次に、議案第 5 号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 5 号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 6 号 武雄市非農地証明を議題といたします。
このことについて、6 件の証明願が提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号 武雄市非農地証明について御説明いたします。

資料は議案書の 3 ページからです。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、330 平米。農地でなくなった時期及び原因は、昭和 49～50 年頃に隣地の土地に住宅を建てた頃から現在に至るまで、宅地の一部として利用しているということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 3 筆で合計 388 平米。農地でなくなった時期及び原因は、平成元年に倉庫建築時に駐車場として埋め立てており、耕作地として機能しないため、資材置場として使用していたということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の田 1 筆、148 平米。農地でなくなった時期及び原因は、平成元年に倉庫建築時に駐車場として埋め立てており、耕作地として機能しないため、資材置場として使用していたということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 2 筆、5,399 平米と 8,169 平米で計 13,568 平米です。農地でなくなった時期及び原因は、以前は〇〇区の共有財産として耕作していたが、昭和 50 年以降は耕作しておらず、雑木が繁茂している状態であるということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断しております。

4 ページに参ります。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、940 平米。農地でなくなった時期及び原因は、平成 14 年に家を壊した後に父がクヌギを植えたため、クヌギ林となって 20 数年経過しているということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 6 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、463 平米。農地でなくなった時期及び原因は、平成 4 年の相続当時から荒れており、耕作できる状態でないということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長

それでは、地元委員さんの説明もないようでございますので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番

5 番と 6 番ですが、クヌギは植えた所は原野になっている。それで、荒れている所は山林になっている。現況は反対なのではないかなと思いますが、現況。

事務局 そうですね、確かに、〇〇委員がおっしゃる通りで、クヌギを植えている所の現況地目は原野であって、相続当時から荒れている所が山林ということで、現況地目の判定ですが、農地台帳のデータが、税務課の土地台帳から引っ張ってきているところもありまして、税務課の判断がそのまま現況ということで、ちょっとぺたっと張ったような感じになっています。そういうことで、ちょっと回答に困るところもありますが。

〇〇番 今後、非農地になった場合、登記も変わった場合、どのように変わるのですか。

事務局 一応、農業委員会から非農地証明ということで出す場合には、申請の通り、5番であれば、現況が原野ですよ、6番であれば、現況が山林ですよということでお出しをします。法務局の方で、そのまま通る場合もあれば、登記官の方で現地を確認して、山林ってなっているけれども、現況はちょっとまだ山林までいってなくて原野みたいだなということであれば原野ということで、登記をされるとか。逆に、5番も、一応、原野で非農地証明を出しますけども、登記官の方とかで疑問とかがあらわれて、現地確認される場合もあります。農業委員会としては、もう農地ではないっていうのを主にして処理をして、非農地証明を出させてもらう。登記地目が今後どうなるかっていうことに関しては、登記官の方で判断されるというふうに考えています。

会 長 それでは、他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に質疑等も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、6件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号 武雄市非農地証明6件については、原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届》

会 長 次に報告第1号 農地等形状変更届について、1件提出されています。
この件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地等形状変更届出について、ご説明いたします。

土地は〇〇町の田 1 筆 642 平米です。変更理由は、大雨時に冠水しやすい土地になっており、今後も営農が続けられるように、地盤の嵩上げを行い、畑作を行いたいということで、田を畑に転換される計画となっております。変更の時期は令和8年1月6日から令和8年3月13日までとなっております。嵩上げの高さは0.8m、土量は350立米となっております。変更後の利用計画といたしましては、果樹や野菜を作られる予定となっております。

以上、1件報告させていただきます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いいたします。

〇〇番 私の担当でございまして、ここは現況は田と書いてありますけども、現況はもう畑みたいになっておりまして、ちょうど横にクレークがありまして、このクレークを泥さらいですかね、その時に泥を入れてもらうような形でしたので、そしたら農林課の方からですね、農業委員会の許可がないといけないということで、この形状変更の申請書を急いで出してもらって、今回間に合っているような感じでございます。この方は田ん中じゃないから、畑にしたいと言って、自分で法務局に行ったりされてますけれども、農業委員会から許可をもらって来いとか何とか言われたとか言ってですね。泥が入って、完全に畑だったら、自分で行って、地目を変更されると思っております。申請地の横は、家ですし、別に他に何も影響はないかと思いましたので、確認印を押しました。

会 長 地元委員の説明が終わりました。報告第1号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えます。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第1号の質疑をとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備されました議案、報告につきましては、全て終了しました。

これをもちまして、令和8年1月の農業委員会総会を終わります。